

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所管理者様

山口県健康福祉部医務保険課長

被爆者介護保険等利用料助成における助成対象サービスの拡大（認知症対応型共同生活介護等（グループホーム）の追加）について（依頼）

被爆者援護につきましては、平素から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省が定める「介護保険等利用被爆者助成事業実施要領」が改正され、令和3年4月1日から当該事業の助成対象サービスとして、認知症対応型共同生活介護等（グループホーム）が追加される予定です。

つきましては、対象となる被爆者の方への周知等、御協力いただきますようお願い申し上げます。

1 概要

介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けている被爆者が、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（サービス種類コード：32、37、38、39）の利用をした場合において、当該被爆者に対して、介護保険サービスに要した費用の利用者負担1割、2割又は3割に相当する額を助成します。

2 山口県国民健康保険団体連合会への請求方法

助成対象となる介護サービスを提供された事業者におかれましては、被爆者健康手帳を確認することにより、利用者負担分を「介護給付費及び公費負担医療費等に関する費用の請求に関する省令」に基づき、山口県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）へ請求することとなります。

（1）公費負担請求方法

被爆者健康手帳に記載されている公費負担者番号「19」を「81」と読み替えて、国保連に対し当該サービスにかかる請求をしてください。

（2）現物給付による助成が行えない場合

以下のケースに該当する場合は、国保連への請求が行えないため、被爆者本人に自己負担していただいたうえで領収書等を添付し償還払申請いただくよう、被爆者の方へ御案内ください。

<償還払い申請のみが対象となるケース>

- ① サービス事業者にて被爆者健康手帳を提示していなかった場合
- ② 山口県外のサービス事業者を利用した場合
- ③ 住所地特例の適用を受けた者が山口県に転入し、サービスを受けた場合

3 国保連への請求開始時期について

介護保険審査支払等システムの改修が必要であるため、追加サービスについては9月審査（請求）分※から、介護保険審査支払等システムにて処理が可能となる予定です

5～8月審査（請求）分につきましては、①償還払い申請いただく（利用者負担分については一旦利用者に自己負担してもらいます。）または②9月以降の審査にて御請求いただくこととなります。

5～8月審査（請求）分にて、事業所が国保連へ「原爆助成」として請求を行った場合は、返戻（＝エラー）となりますので御注意ください。※システム改修の状況により、開始時期が変動する場合がございます。

4 償還払い請求方法について

(1) 必要書類

- ① 介護保険利用助成金支給申請書（保健所にて配布、県医務保険課 HP 掲載）
- ② 該当月分の領収書
- ③ 介護給付費明細書等

- ※ ①について…利用月ごと、利用事業者ごとに必要です。月ごとに変更のない項目（氏名や生年月日等）をまず記入してそれをコピーし、月ごとに変わる項目（利用月など）を追記して作成いただくのは差し支えございません。
- ※ ③について…「サービス利用票及びサービス利用票別表」や「請求明細書」でも代用可能です。（サービスに要した費用や単位などの細かい内訳が記載されている書類）
②の領収証に内訳が記載されている事業所様であれば、省略可能です。

(2) 申請先

被爆者健康手帳に記載されている住所の最寄りの保健所（健康福祉センター）

ご協力賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先 山口県健康福祉部医務保険課
医療指導班 藤井
☎（083）933-2820